

沖縄県公報

定期発行日 毎週火・金曜日

当日が県の休日に 当たるときは休刊とする。

目 次

告示

- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出(水産課) ················· 1

告示

沖縄県告示第277号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和元年7月26日から同年8月9日まで伊是名漁業協同組合事務所 において縦覧に供する。

令和元年7月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 伊是名村字仲田70番地 伊禮米市、伊是名村字内花3051番地21内花第4団地10 2号 高良正直
- 2 加入区 伊是名加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条 (義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等) 第1項の申出をする漁 業協同組合の名称 伊是名漁業協同組合

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年7月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)沖縄・豊崎タウンプロジェクト 豊見城市字豊崎3番35ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号 代表取締役 芳井敬一
- 3 法第8条第1項の規定による豊見城市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和元年7月26日から同年8月26日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

 発
 行
 所

 沖
 縄
 県
 総
 務
 部

 総務私学課

電話番号 098-866-2074

印 刷 所 沖縄県総務部総務私学課(文書法規班印刷室) 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階